

## 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令対応について

新型コロナウイルスの猛威が続いている中、政府の緊急事態宣言が発令されました。

緊急事態宣言発令に対する弊社の対応は次のように定めます。ただし、具体的な行動については各都道府県の知事の要請・指示に従います。

1. 外出自粛の「要請」
2. 商業施設などの使用禁止
3. 病院開設の為の土地・建物の強制使用

海外との大きな違いは、現憲法下では外出禁止として罰則は付けられず、あくまで「要請」となりますが、弊社ではそれに従う事を基本方針とします。

東京都の要請は概ね下記の通りです。

- (1) 絶対必要で急がなければならない事情以外の外出しない。
- (2) 医療(歯科・薬局を含む)機関は営業を継続できます。  
(但し厚生労働省では歯科医は、「歯科医師の判断により、(治療は)応急処置にとどめることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮すること」とする事務連絡を出しました。)
- (3) 食料等の生活必需品の販売は行われます。
- (4) 公共交通機関は運行されます。

弊社は、(2)の医療関連企業に含まれますので、業務は継続します。

弊社では首都圏への緊急事態宣言発令時向けに準備していた基本方針に変わりはなく、下記の通り進めます。

1. 弊社従業員の不要不急の外出は控えさせていただきます。
2. 会社自体は、営業を継続いたします。
3. 弊社への不要不急のご来社はお断りいたします。
4. 原則として、本社及び全営業所のユーザサポート窓口は、全面的にテレワーク体制となります。
5. ユーザサポート業務はテレワーク体制にて継続いたしますが、通常レベルのサービスをご提供できない場合がございます。何卒ご理解いただきたく伏してお願ひ申し上げます。
6. 医療機関のお客様への納品業務等は継続いたします(但し、その必要性については、お客様ごとにご相談をさせて頂きます)。
7. 弊社の対応につきましては、隨時弊社ホームページならびに弊社システム「スタートページ」にてご案内をいたします。

皆様のご健康をお祈りし、共にこの困難を乗り越えられることを堅く信じております。

令和2年4月9日

株式会社オプテック

代表取締役 大原茂之